

農地賃借料情報の提供について

「農地法の一部を改正する法律」が平成 21 年 12 月 15 日に施行され、標準小作料制度が廃止されました。

これに伴い本市農業委員会では、農地の賃貸借の目安となるように、毎年農地の賃借料に係る地域の実勢をお知らせします。

この情報を目安に、当事者間で十分協議をした上で、農地の貸借に係る賃借料を決定してください。令和 5 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a あたり）は、以下のとおりとなっています。

田（水田）の部

締結（公告）された地域名	データ数	平均値（円）	最大値（円）	最小値（円）
市内全域圃場完了田	15	11,426	14,277	6,250
市内全域圃場未了田	20	8,606	14,451	5,465

畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	データ数	平均値（円）	最大値（円）	最小値（円）
市内全域普通畑	13	7,250	10,000	3,109

畑（樹園地）の部

締結（公告）された地域名	データ数	平均値（円）	最大値（円）	最小値（円）
市内全域普通畑	3	8,308	8,308	8,308

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料の平均値と大幅な差がある取引は集計から除いています。
3. このデータには、使用貸借（無償の貸借）は含まれていません。